

令和8年6月1日

保護者のみなさまへ

武豊町教育委員会

暴風警報等の発表時における登校・休校の対応について(改訂版)

日ごろより本町の教育活動にご理解ご協力をいただき、誠にありがとうございます。
さて、令和8年5月29日から新たな防災気象情報の運用が始まりました。そこで、本町におきましても年度当初に配付しました「暴風警報等の発令時における登校・休校の対応について」の内容を一部変更し、下記のとおりといたします。ご理解ご協力の程、お願いいたします。

記

- 1 天候の変化を確認しながら、必要に応じて前日までに「給食中止」の連絡をする場合があります。
- 2 武豊町に、氾濫、大雨、土砂災害、高潮の特別警報(レベル5)や危険警報(レベル4)、暴風・暴風雪警報が発表された場合は以下のとおりとします。

	前日までに給食中止の 連絡があった場合	前日までに給食中止の 連絡がなかった場合
午前6時30分までに 警報が解除されたとき	平常授業を実施 (<u>弁当持参</u>)	平常授業を実施 (<u>給食あり</u>)
午前6時30分以降に 警報が解除されたとき	休 校 (自宅学習)	

- 3 登校中・在校中に、氾濫、大雨、土砂災害、高潮の特別警報(レベル5)や危険警報(レベル4)、暴風・暴風雪警報が発表された場合は、状況を見て児童生徒を学校に待機させるか、下校させるかの判断をします。

【注意事項】

- ①「氾濫、大雨、土砂災害、高潮の警報(レベル3)」では、休校にはなりません。
- ②警報発表後は、電話の混雑を避けるため、学校への電話でのお問い合わせはご遠慮ください。
- ③警報が発表されていなくても、通学路において登校の危険が感じられる場合は、保護者の判断で、自宅待機をさせていただきます。その場合は、学校へ連絡をお願いします。(遅刻や欠席の扱いにはしません)
- ④休日に学校の活動が行われる場合も、上記と同様に午前6時30分時点で警報が解除されていない場合は、児童生徒を登校させないようにお願いします。

【問い合わせ先】武豊町教育委員会学校教育課 0569-72-1111